

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般財団法人ロートこどもみらい財団（以下「本財団」という。）の評議員会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2条（評議員会の種類）

1. 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
2. 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとし、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。
3. 臨時評議員会は、必要に応じて開催できるものとし、代表理事がこれを召集する。
4. 前項にかかわらず、代表理事は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
5. 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

第3条（評議員会の構成）

1. 評議員会は、全ての評議員をもって組織する。
2. 代表理事及び監事は評議員会に出席しなければならない。
3. 評議員会は、必要に応じて特定の事項について、前項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる

第2章 評議員会の招集

第4条（招集の手続）

1. 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。
 - (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
 - (3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

2. 前項の規定にかかわらず、第2条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

第5条（招集の通知）

1. 評議員会を招集するには、代表理事（第2条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあってはその評議員。次項において同じ。）は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。
2. 代表理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
3. 前2項の通知には、第4条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。
4. 前1項、2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 評議員会の議事

第6条（評議員会の議長）

評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

第7条（評議員提案権）

1. 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の2週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。
2. 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

第8条（評議員会の運営）

1. 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
2. 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

第9条（評議員会の決議事項）

1. 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）ならびに定款に定める次の事項を決議する。
 - (1) 評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等に関する事項
 - (4) 評議員に対する報酬等に関する事項
 - (5) 貸借対照表および損益計算書並びにこれらの附則明細書の承認
 - (6) 財産目録の承認
 - (7) 定款の変更

- (8) 残余財産の処分
- (9) 長期借入金の借り入れ
- (10) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (11) 基本財産の処分及び除外の承認
- (12) 基本財産の一部を処分または担保に供するとき、もしくは除外の承認
- (13) 公益目的取得残額の贈与先の決定
- (14) 残余財産の贈与先決定
- (15) その他評議員会で決議するものとして定められた次の事項
 - イ 事業の全部譲渡
 - ロ 解散法人の継続
 - ハ 吸収合併契約・新設合併契約
 - ニ 役員の損害賠償責任の一部免除

2. 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載または記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

第10条（議決）

- 1. 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員現在数の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2. 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等に関する事項
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 長期借入金の借り入れ
 - (6) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (7) その他法令で定められた事項
 - イ 事業の全部譲渡
 - ロ 解散法人の継続
 - ハ 吸収合併契約・新設合併契約
 - ニ 役員の損害賠償責任の一部免除

第11条（評議員会への報告事項）

- 1. 理事は、一般社団・財団法人法並びに定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 資金調達及び設備投資見込み
 - (4) 事業報告書並びに附則明細書

(5) その他必要な項目

2. 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

第12条（理事等の説明義務）

理事および監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

第13条（議事録）

1. 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない
2. 議長及び議事録の作成に係る職務を行った者は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第14条（議事録の配布）

議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

第15条（事務局）

評議員会の事務局には、代表理事及び職員がこれに当たる。

第5章 雑則

第16条（改廃）

この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。